

●最新情報は市HP(ホームページ)や問(問合せ先)へお問い合わせください。

くらし

ごみ箱やコンテナボックス 定期的な点検を



プラスチック製や樹脂製のごみ箱などは、雨風や強い紫外線で劣化すると、ごみ収集時に破損することがあります。定期的に点検しましょう。

問 環境業務課
(☎228-7429 FAX229-4454)

農業用水路の水位に注意

農業用水路では10月まで農家の方が水路の清掃や点検・水門操作などの作業を行うため、晴れていても水路の水位が急上昇することがあります。転落するとおぼれるなどの危険があるため、近付かないでください。

問 農業土木課
(☎228-6972 FAX228-7370)

国民生活基礎調査にご協力を

次の期間に調査員証を携帯した調査員が対象世帯を訪問します。

①4月下～6月上旬	世帯票・健康票・介護票
②7月上～中旬	所得票・貯蓄票

問 ①は保健医療業務課
(☎228-7582 FAX222-1406)
②は健康福祉総務課
(☎228-7212 FAX228-7853)

令和7年堺市低所得者世帯等 臨時特別給付金 締め切り迫る!

対象世帯には案内をお届けしています。対象と思われるのに書類が届かない、要件に該当するかなどは問へ。

申請期限：4月30日

詳しくは市ホームページ参照▶



問：堺市臨時特別給付金コールセンター
☎0120-458-011 FAX0120-829-533

転入・転出などの手続きのため 区役所に休日窓口を開設

日時 4月5・6日9～12時

主な業務	区役所窓口
・住民異動届(就学の相談が必要な場合を除く) ・外国人住民居住地変更届 ・印鑑登録、戸籍届け出 ・住民票の写しなどの証明書の発行 ・マイナンバーカードの交付	市民課 (☎FAX区版1ページ)
・国民健康保険の資格取得・喪失の届け出 ・子ども医療などの医療費助成の資格取得・喪失の届け出	保険年金課 (☎FAX区版1ページ)
・児童手当の申請受け付け	子育て支援課 (☎FAX区版1ページ)

手続き時の注意点など

詳しくは市HP
(QRコード)参照



問 戸籍住民課
(☎228-7739 FAX228-0371)

し尿くみ取り利用の方 転居などの場合は届け出を

次の場合は「し尿収集処理届出書」を必ず提出してください。
▷転入、転出、転居をした
▷世帯人数、名義人を変更した
住民異動届や戸籍の届け出時に、し尿くみ取りの届け出も別途必要です。
届出 区役所市民課か環境業務課へ

問 環境業務課
(☎228-7428 FAX229-4454)

無料オンライン法律相談

日時 月～金曜日 15時30～55分
(祝休日を除く)

要予約 相談日の10～5執務日前に市電子申請システムで。先着順

詳しくは市HP
(QRコード)参照



問 区政推進課
(☎228-7579 FAX228-0371)

4月6～15日 春の全国交通安全運動期間

次のことに気を付けて交通安全を心掛けましょう。
▷歩行者の安全確保と歩行者優先意識の徹底
▷ながら運転などの根絶
▷シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の実施
▷自転車など利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

詳しくは市HP
(QRコード)参照



問 自転車企画推進課
(☎228-7636 FAX228-0220)

老人クラブに入りませんか



スポーツや趣味の活動、地域清掃などのボランティア活動を通じて、健康増進や地域貢献をしませんか。

対象 60歳以上の方
申込方法など詳しくは問へ

問 堺市フェニックスクラブ
(☎223-0220 FAX232-6217)

堺市社会福祉協議会 ボランティア相談員募集

ボランティアの相談に応じたり、コーディネートしたりします。

対象 次の全てに該当する方
▷ボランティア経験がある ▷18～65歳 ▷週2回の出務、月1回のミーティング、年4回程度の研修に出席できる

要申込 無報酬(交通費程度を支給)研修あり

詳しくは堺市社会福祉協議会HP(QRコード)参照



問 同協議会
(☎232-5420 FAX221-7409)

猫は正しく飼いましょう



猫は不妊手術を行い室内飼育を心掛けましょう。

地域猫活動を行うグループを支援

対象 地域の合意を得て活動を行うグループ

不妊手術費用の一部助成など、詳しくは市HP(QRコード)参照



問 動物指導センター
(☎228-0168 FAX228-8156)

自転車は駐輪場に止めましょう

放置自転車(ミニバイクを含む)は、歩行者の安全な通行や緊急車両侵入の妨げとなります。市内27駅周辺の放置禁止区域(駅から約300mの範囲)では、放置自転車を撤去します。

問 自転車対策事務所
(☎252-0525 FAX250-2570)

霊堂の使用者を募集

場所 霊堂(南区鉢ヶ峯寺773)

管理料 年間1万2,000円

使用料 ▷8年11万2,000円

▷30年36万円

市外在住の方は

使用料が変わります。

同一世帯で2基

まで



問 堺市霊園管理事務所
(☎292-7455 FAX292-4431)

浄化槽の定期検査を受けましょう

保守点検や清掃とは別に年1回の検査が法律で義務付けられています。

対象 浄化槽管理者(所有者など)

要申込 府環境水質指導協会

(☎257-3531 FAX257-3605)へ

問 生活衛生課
(☎222-9940 FAX222-9876)

